

調査担当者養成研修
講師用テキスト

厚生労働省委託事業

リスクアセスメント担当者養成 のための研修

事業場における危険性又は有害性等の調査等の調査担当者の養成

平成19年度

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

リスクアセスメント実務演習概要（説明方針）

講義

1. 本事業の性格
2. リスクアセスメント実務演習のカリキュラム
3. 何故、今、リスクアセスメントが必要か？
4. リスクアセスメントの労働安全衛生マネジメントシステムにおける位置付け
5. 労働安全衛生マネジメントシステムの概要
6. リスクアセスメントについてマニュアルに沿って説明する
7. 安衛法第88条第1項ただし書きの趣旨説明

演習

演習の講師は「模擬演習」に使う事例を各2題準備することが望ましい（テキストにある事例でも良いが、自身で準備した事例の方がコメントしやすい）

1. 最初にチーフとなる講師からグループ討議の方法を説明する。
2. 研修生を4つのグループに分ける（各班5名見当）
3. 各グループにリーダーと書記を指名させる。
4. 各グループで検討するテーマを2つ決めさせる。異なった分野が望ましい。
5. 1テーマにつき1時間の討議を行わせる。合計2時間 全員参加するように気をつける
6. 最後の30分で各グループのリーダーから検討結果を説明させる
7. それに対する全体討議
8. コメント

1 本事業の性格

平成19年度の厚生労働省からの委託事業であること。

平成17年の労働安全衛生法の改正により「危険性又は有害性等の調査等の実施」、いわゆる「リスクアセスメントの実施」が事業者の努力義務とされた（平成18年4月1日施行）。

しかし、この法令に定められたリスクアセスメントを実施するにあたって、中小規模事業場においては、経済的理由や実施担当者の不足の問題等があり、その実施は必ずしも容易ではない。

そのため、厚生労働省は、中小規模事業場におけるリスクアセスメントの実施がスムーズに行われるように、平成19年度予算により「中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進事業」の一環として、中小規模事業場におけるリスクアセスメント実施担当者を養成するための講習会を実施することとし、その実施を当会に委託した。

2 リスクアセスメント担当者実務演習カリキュラム

(1) 実務演習カリキュラム

リスクアセスメント担当者実務演習のカリキュラムは原則として次のとおりとする。

カリキュラムにおける開始時刻及び終了時刻は、必ずしも当会の示した試案どおりでなくとも構わないが、必要な時間数を確保するよう留意すること。

また、講習内容は、講義 1. 5 時間、演習. 2. 5 時間（全体討議を含む）以上が確保されること。

「危険性又は有害性等の調査に関する講習会」カリキュラム(試案)

時 間	内 容		備 考
10:00-10:15	開会		
10:15-11:45	講義	リスクアセスメントの目的と意義、リスクアセスメントの手順、リスクアセスメントの手法、リスク低減対策など	
11:45-13:00	昼 食		
13:00-14:00	演習1	イラスト・写真などを用いたリスクアセスメントの模擬演習	数名の小グループによる演習
14:00-14:15	休 憩		
14:15-15:15	演習2	同 上	同 上
15:15-15:30	休 憩		
15:30-16:00	全体討議	グループからの発表・それに対する討議	

(2) 講習会の進め方の例

○ 講義

受講者テキストを活用して実施すること。

なお、演習を円滑に実施できるよう、講義はテキストにある実例等を活用することにより具体的に行うこと。

○ 演習

演習の講師は「模擬演習」に使う事例を各最低2題準備することが望ましい（テキストにある事例でも良いが、講師自身で準備した事例の方がコメントしやすいと考えられる）

イ. 最初にチーフとなる講師がグループ討議の方法を説明する

- ① 研修生を4つのグループに分ける（各班5名見当）
- ② 各グループにリーダーと書記を指名させる
- ③ 各グループで検討するテーマを2つ決めさせる

以下、各班におけるグループ討議の方法を説明する

【危険性・有害性の特定】

- ④ 事例として採用したイラスト、写真等から、まず「危険・有害箇所の特定」させる。
- ⑤ その場合、リーダーは「どのような危険が考えられるか」、班の各メンバーに質問し、最低1人1項目は述べさせるように努める。最後にリーダーも自分の見解を述べる。
- ⑥ 各人から出された項目は黒板等へ書き、「もうありません」というところまで討議する。

【既存の災害防止対策】の検討

- ⑦ 例題の場合、実際に災害が起こっていることを前提に「どのような対策がとられていたか」ということを想定する。
- ⑧ その場合もメンバー全員に意見を言わせるように心がける。

【リスクの見積り】

- ⑨ 「災害が起こった場合の重篤度」の議論をする。各メンバーにその程度を聞

く

⑩ 次に「発生の可能性（頻度）」についても同じように各メンバーの意見を聞く

⑪ 続いて⑦及び⑧から「リスクの見積り表」によって「リスクの見積り」を行うこととなるが、この作業はリーダーを中心に行うこととなるかもしれないが、メンバー全員が理解できていることを確認する。

⑫ さらに「優先度の決定」の表から「優先度」を決める。この際も⑩と同じようにメンバー全員が理解できているかどうかを確認すること。

【リスク低減対策の検討】

⑬ テキストの8)の方法により「リスク低減対策」を検討させる。

⑭ リスク低減対策を採った後の「リスクの見積り」を⑨から⑫の方法により行う。

⑮ リスク低減措置を採っても残るリスクについての検討を行う。

以上のようにしてテキストの演習用紙の空欄を埋めさせる。

ロ. 1テーマにつき1時間の討議を行わせる。合計2時間、全員が参加をするように気をつける。

ハ. 最後の30分で各グループのリーダーから検討結果を報告させる。

ニ. それに対する全体討議を行う。

ホ. 最後に講師からコメントを行う。

○ 修了

1. 各支部長の修了証（本テキストに標準修了証を例示）を受講者に交付する。
2. 受講者には、講習会終了後にアンケート（様式は本部より別途送付）を必ず提出させる。

○ 本部への報告

1. 調査担当者養成研修受講者の名簿を会場毎に作成し、平成20年2月8日（金）までに本部に送付する。
2. アンケートの集計を行い、平成20年2月8日（金）までに本部に送付する。

3 リスクアセスメントの必要性

職場では多種多様な作業が行われ、又、新たな作業方法の採用、変更及び作業の機械化などが進んでおり、それらの実態や特性にあった安全衛生対策を採る必要性が高まっている。職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、災害に至る前に、先手を打って対策を施し、リスクの除去・低減措置を行いことが重要である。そのための手法の一つに「リスクアセスメント」がある。

さて、わが国の労働災害による被災者数は、昭和36年をピークとして、その後順調に減少を続けているが、今、なお、労災保険新規受給者数が年間約55万人にのぼっており、1500人近い尊い命が労働の場で失われている。また、一度に3人以上の労働者が被災する重大災害は、近年、増加の傾向にある。

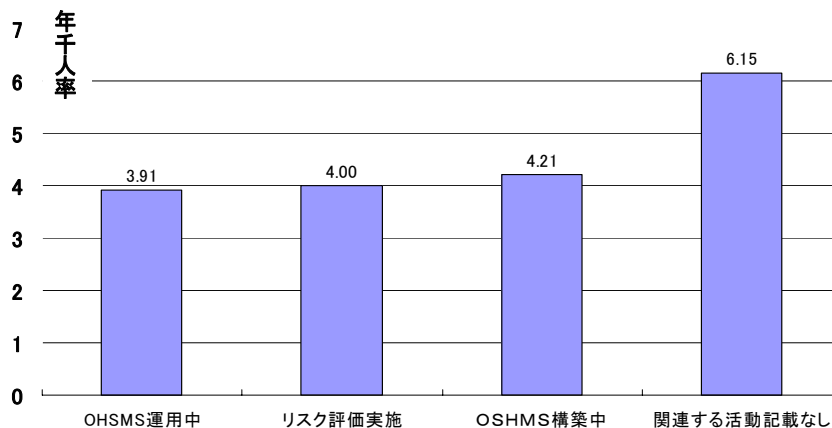
その背景として、最近の景気回復による業務の繁忙化等により、安全衛生に関する人材の確保が困難となっていることや、未熟練労働者に対する安全衛生教育が不十分となっていること、事業者の安全衛生への意識が不十分であること等から事業場における安全衛生管理が低調となっているのではないかと指摘がなされている。また、今後、団塊の世代の労働者が大量に退職することにより、各事業場における安全衛生に関するノウハウが十分継承されないことが危惧されているし、これまで幸いに、永い間、無災害を継続してきた職場でも「労働災害の危険性のない職場」であることを必ずしも意味するものではなく、労働災害の危険性が内在しているおそれがあることから、この潜在的危険性を減少させるための継続的な努力が求められている。

このような中で、今後、労働災害の一層の減少を図っていくためには、事業場において安全衛生担当者等の培ってきたノウハウが確実に継承されるとともに、労働災害の潜在的危険性を低減させること等により、事業場の安全衛生水準を向上させる必要がある。そのための有力な手法の一つとして「計画一実施一評価一改善」という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る仕組み、すなわち、**労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）**を確立し、そのシステムの中で**リスクアセスメント**が生産管理等の事業実施に係る管理に関する仕組みと一体となって適切に運用することが望まれる。

なお、厚生労働省が都道府県労働局を通じ原則労働者数500人以上の約2,000の事業場を対象に調査した「大規模製造業における安全管理体制等に係る自主点検結果」（平成16年2月）によると、総括安全衛生管理者の見解（自由記入欄）におい

て、労働安全衛生マネジメントシステムを運用、構築中、あるいは、設備・作業の危険有害要因のリスク評価を実施している事業場は、これらの取り組みを実施していない事業場に比べて、災害発生率（年千人率）が3割以上低いという結果がでている。

労働安全衛生マネジメントシステムに関連する活動の有無による災害発生率の比較



また、OSHMS促進協議会が平成18年の労働災害の発生状況について、団体傘下の会員事業場に対して行った調査によれば、休業（死亡を含む。以下同じ。）災害千人率、不休災害千人率について、「構築し実施・運用している」事業場、「リスクアセスメント等一部を導入している」事業場、「構築中」事業場の休業災害千人率、不休災害千人率はそれぞれ1.53、4.99、であり、合計の千人率は6.52である。

一方、上記以外のまだ具体的な取り組み等を行っていない事業場では、同じく休業災害千人率が2.25、不休災害千人率が8.06、合計の千人率が10.31となっており、何らかの導入を行っている事業場の方が千人率は低くなっている。

このように、リスクアセスメントを導入することは、労働災害防止に極めて有効であることがわかる。

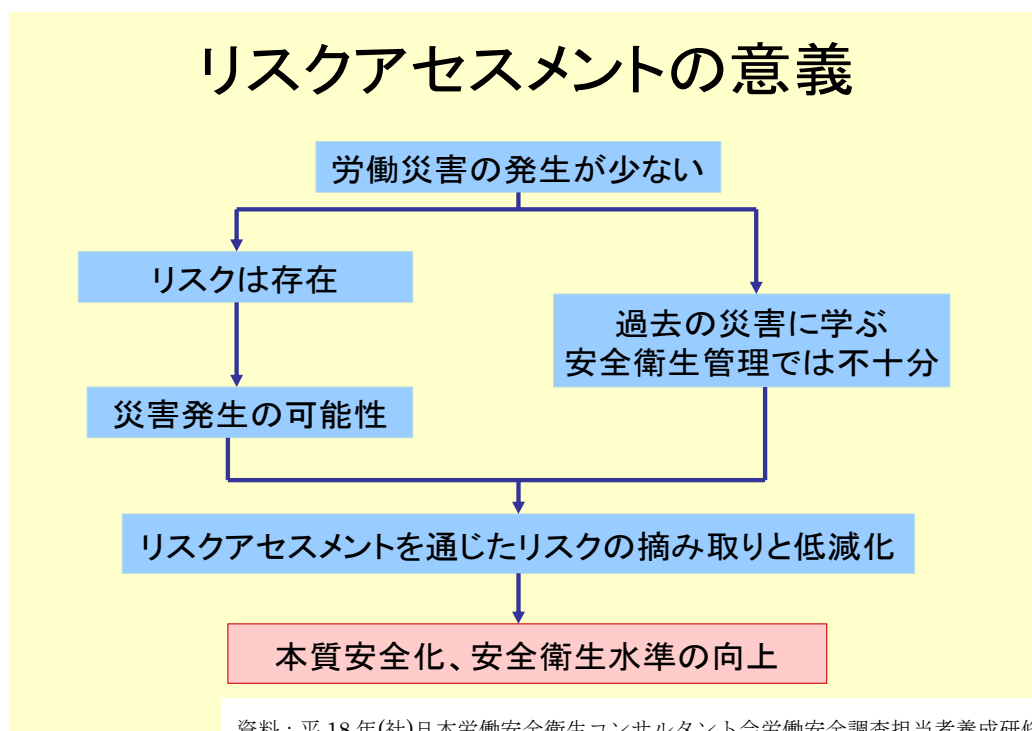
3・1 労働安全衛生マネジメントシステム

厚生労働省（旧労働省）は、平成11年4月30日に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）を公表し、事業者が労働安全衛生マネジメントシステムを構築して自主的活動を行うことを促進することとした（この指針は、平成17年の労働安全衛生法の改正により、いわゆる「リスクアセスメントの実施」が事業者の努力義務化されたこと等に伴い、平成18年3月に一部改正されている）。

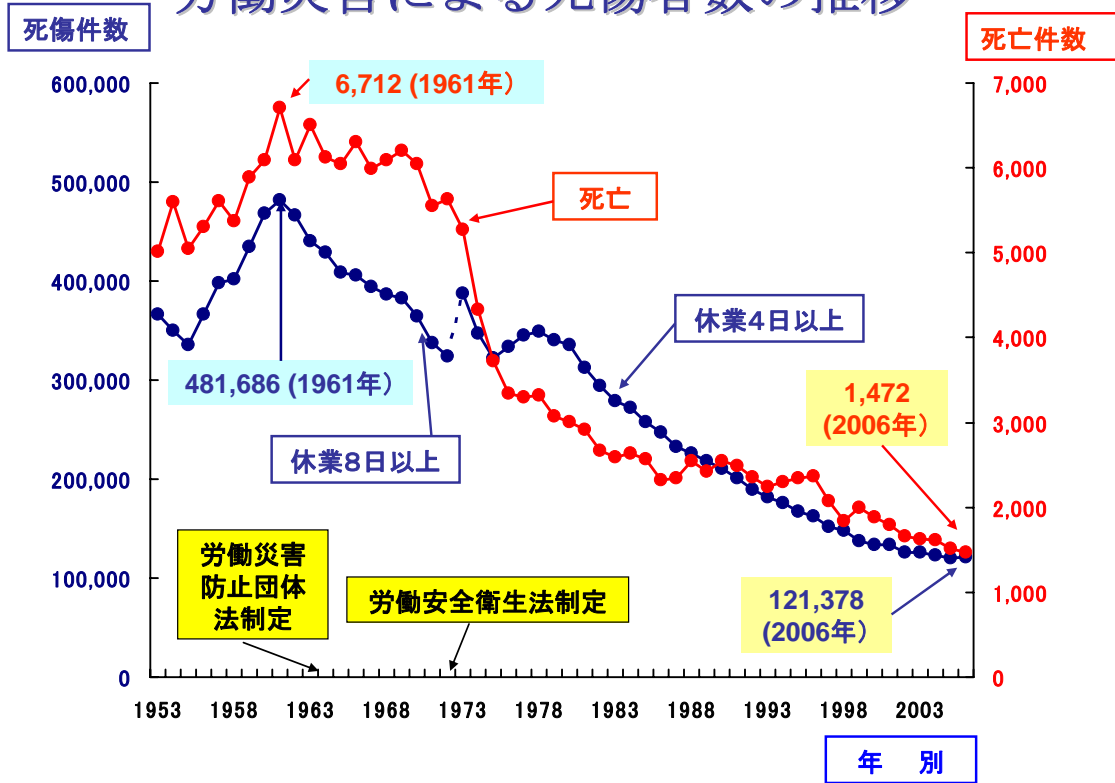
3・2 危険性又は有害性の調査等に関する指針（リスクアセスメント指針）

一方、平成17年の労働安全衛生法の改正により、第28条の2に「事業者の行うべき調査等」の条文が新設され、「リスクアセスメントの実施」が事業者の努力義務化され、平成18年4月から施行された。同時に厚生労働省は同条第2項の規定に基づき「危険性又は有害性の調査等に関する指針」（平成18年3月10日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号）を公布し、同条に基づく措置（リスクアセスメントの実施）の基本的な考え方及び実施事項を定めた。

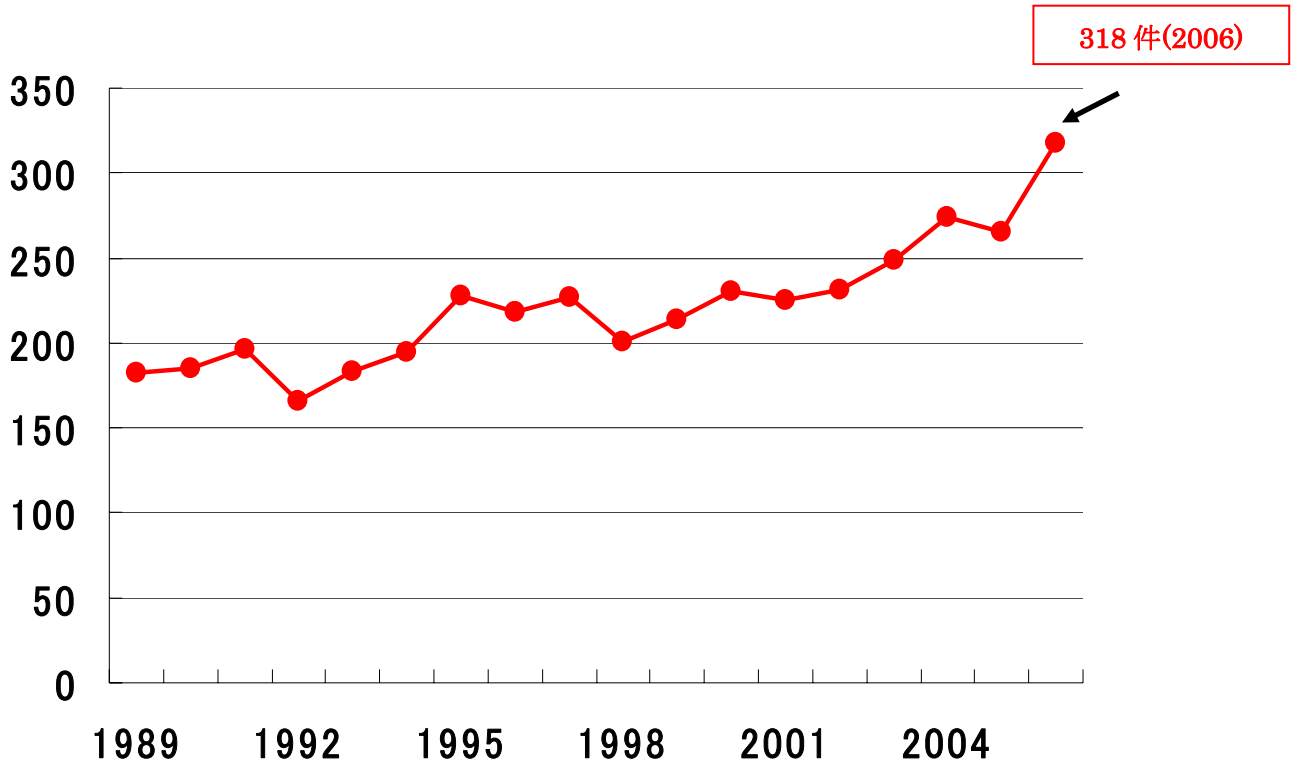
（参考）



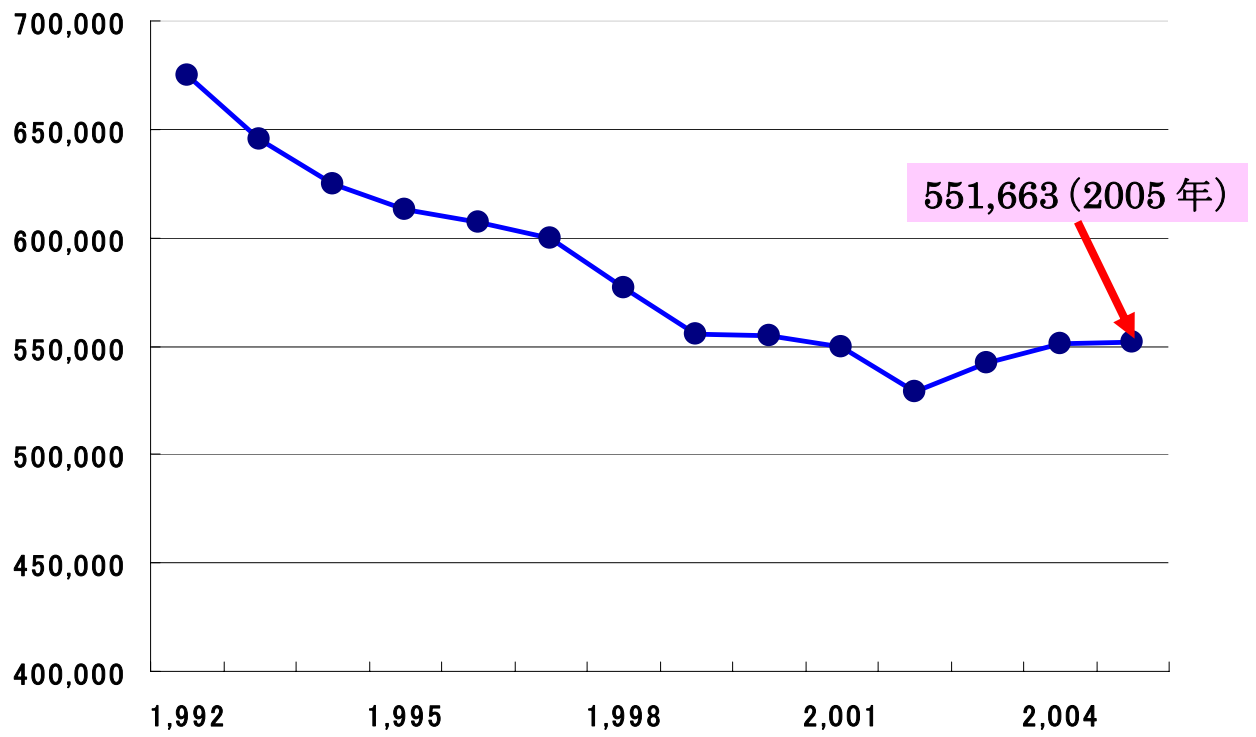
労働災害による死傷者数の推移



重大災害発生件数の推移



労災保険新規受給者数の変遷



4 労働安全衛生マネジメントシステムとリスクアセスメントの関係

改正された「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の施行通達である平成18年3月17日付け基発第0317007号では、「第10条（危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定）関係」として、第1項の「危険性又は有害性等の調査の手順」の策定及び第2項の「労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置」の決定に当たっては、労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づいて公表される指針等に従って行うべきことを明らかにしている。

また、「リスクアセスメント指針」の「1. 趣旨等」において、同指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に定められた「危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定」（第10条）の具体的実施事項としても位置づけられているものであるとしている。

このように「リスクアセスメント」は、労働安全衛生マネジメントシステム運用上の根幹である「危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定」を実施する上での具体的手法であり、「労働安全衛生マネジメントシステム」は、そのリスクアセスメントを組織的かつ継続的に実施し、安全衛生水準の段階的な向上を図る仕組みと理解することができる。

5 労働安全衛生マネジメントシステムとは

労働安全衛生マネジメントシステムは、事業者が労働者の協力の下に、「計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Act）」という一連の過程を定めて、継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業場の労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とした新しい安全衛生管理の仕組みである。

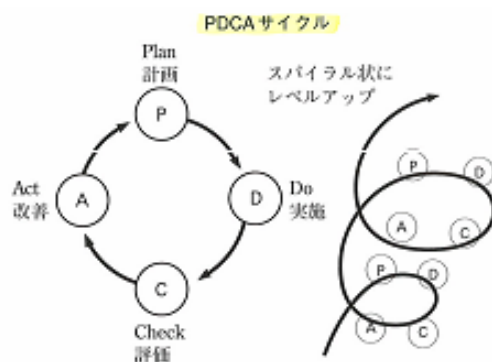
5・1 労働安全衛生マネジメントシステムの特徴

労働安全衛生マネジメントシステムの特徴

- PDCAサイクル構造の自律的システム
- 手順化・明文化・記録化
- 危険性又は有害性等の調査等
- 全社的な推進体制

5・2 PDCAサイクル構造の自律的システム

労働安全衛生マネジメントシステムは、日常の場面では、計画—実施—評価—改善といった連続的な安全衛生管理を継続的に実施する仕組みに基づき、安全衛生計画の適切な実施・運用がなされることが基本となっている。これに加えて従来の安全衛生管理ではなじみが薄いシステム監査によりチェック機能が働くことによって労働安全衛生マネジメントシステムが効果的に運用されれば、安全衛生目標の達成を通じ、事業場の安全衛生水準がスパイラル状に向上することが期待される。



5・3 手順化・明文化・記録化

労働安全衛生マネジメントシステムを適正に運用していくためには、事業場において関係者の役割、責任及び権限を明確にする必要があり、

- ① 安全衛生方針
- ② システム各級管理者の役割、責任及び権限
- ③ 安全衛生目標
- ④ 安全衛生計画
- ⑤ 各種手順（危険性又は有害性等を調査する手順等）

については文書で定めることになっている。

これらの文書は、安全衛生管理のノウハウが適切に継承されることに役立つもので、手順を重視する労働安全衛生マネジメントシステムの特徴である。また、安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関しても、必要な事項を記録するとともに保管しておくことも必要である。

5・4 危険性又は有害性等の調査

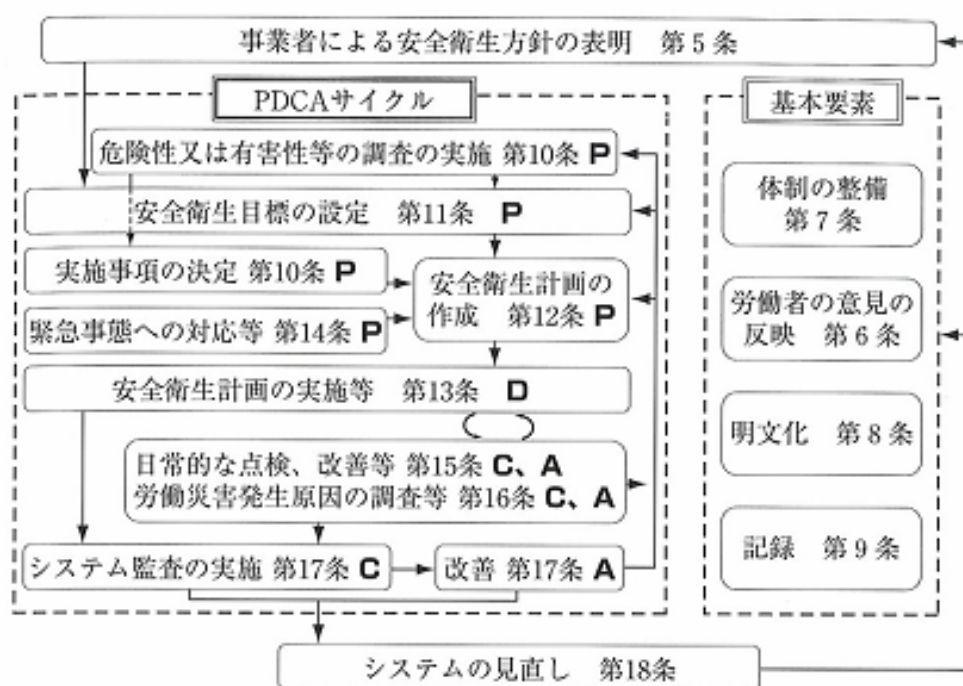
危険性又は有害性等の調査は労働安全衛生マネジメントシステムの一部であるが、労働災害の防止を図るため、建設物、設備、原材料、作業方法等を新規に導入する場合はもとより、現在使用しているもの、さらには現在行っている作業方法についても、リスクに変化が生じたときなどには危険性又は有害性を特定し、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施することが必要である。また、機械設備、化学物質等を新たに導入する際の、危険性又は有害性等の調査において活用すべき情報として、機械、設備等に係る仕様書又は取扱説明書や化学物質等安全データシート（MSDS）等の危険有害性情報がある。さらに、従来から使用している機械等については、災害事例、ヒヤリハット事例、健康診断結果等も参考になる。

リスクアセスメント指針は、この危険性又は有害性等の調査の具体的実施事項と位置づけられている。

5・5 全社的な推進体制

労働安全衛生マネジメントシステムでは、事業者によって安全衛生方針の表明がなされる。また、労働安全衛生マネジメントシステムの管理を担当するシステム各級管理者と、その役割、責任及び権限が定められ、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施・運用する体制が整備される。さらに、事業者により定期的に労働安全衛生マネジメントシステムの見直しがなされる。このようにして、安全衛生を経営と一体化する仕組みが組み込まれ、トップの指揮のもとに全社的に安全衛生が推進されるものとなっている。また、平成18年4月から施行された改正労働安全衛生法では、総括安全衛生管理者の職務等に労働安全衛生マネジメントシステムの内容である方針の表明、労働安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関する事項等が盛り込まれ、安全管理者や職長にシステムやリスクアセスメントに関する教育が義務付けられるなど、法律的にも組織のそれぞれの職制等に応じた取り組みが盛り込まれ、全社的な推進体制の充実が図られた。

5・6 労働安全衛生マネジメントシステムの流れ図



(注)

図中の条文は、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の条文である。

図中の(P, D, C, A)は、それぞれ「計画」「実施」「評価」及び「改善」を示す。